

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

青森地方裁判所

日 時 平成29年12月14日（木）午後2時20分から午後4時20分まで

場 所 青森地方裁判所大会議室（5階）

参加者等

司会者 古久保 正 人（青森地方裁判所長）

裁判官 古 玉 正 紀（青森地方裁判所刑事部部総括判事）

検察官 長 澤 範 幸（青森地方検察庁次席検事）

弁護士 天 野 高 志（青森県弁護士会弁護士）

裁判員経験者1番（以下「1番」と略記）

裁判員経験者3番（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番（以下「4番」と略記）

### 【議事要旨】

#### 1 趣旨説明，参加者の紹介等

##### （司会者）

ただいまから，裁判員経験者の意見交換会を始めます。本日の司会を務めます青森地方裁判所長の古久保と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

裁判員裁判は制度開始以来9年目に入り，この間，当庁におきましても90件近い裁判員裁判が実施され，多くの方に裁判員・補充裁判員として御参加いただきました。その中で，本日は，平成26年から平成29年にかけて事件を担当された，3名の裁判員・補充裁判員経験者の方をお招きしております。これからは，補充裁判員も含めて，裁判員と申し上げることもありますが，御了承ください。

さて，本日の意見交換会を開催する趣旨としましては，大きく2つあります。まず1点目としては，裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想を伺い，今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということです。次に2点目として，これから裁判員裁判に参加される県民の皆様には，直接

経験された方々の生の声をお伝えすることで、裁判員裁判に対する理解を深めていただきたいということです。

こうした趣旨のもと、3名の裁判員経験者の皆様には、率直な御感想、御意見をお聞かせいただければと思っております。

ここで法曹関係の参加者から簡単に自己紹介をお願いいたします。

#### **(検察官)**

青森地検次席検事の長澤と申します。検察庁としましても、裁判員経験者の方々の生の声を伺うことは非常に貴重な機会と考えております。検察官の審理の進め方や立証の在り方等について、貴重な御意見をいただければと思っておりますので、本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

#### **(弁護士)**

青森県弁護士会の天野と申します。弁護士会としても、弁護人として、裁判員の方に分かりやすく主張を伝えられるよう、どのような弁護活動を行うべきかについて、常日頃から検討しているところでございます。本日は、裁判員経験者の方々から貴重な御意見をいただける良い機会でございますので、参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

#### **(裁判官)**

刑事部の部総括裁判官をしております古玉と申します。私は、この4月に青森地裁に転勤してまいりましたが、前任庁を含めると、これまで7年間で六十数件の裁判員裁判を経験いたしました。裁判員裁判につきましては、これまでも、裁判員の経験者の皆様の御意見をお伺いし、試行錯誤を繰り返しながら改善を重ねてきているところでございますが、本日も忌憚のない御意見を伺いまして、今後の運営に生かしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

#### **(司会者)**

それでは、本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様からお話を伺う前に、私の方から、皆様が担当された事件の内容について、簡単に紹介いたします。

まず1番の方が担当された事件は、被告人が、車止めに腰掛けて携帯電話を操作していた被害者に対し、背後から車両牽引用フックで頭部を殴る暴行を加え、財布を奪おうとしたが、抵抗されたため強盗の目的を遂げず、その

際、被害者に加療約2週間を要する傷害を負わせたという強盗致傷の事案で、事実関係に争いはなく、犯行の危険性の評価を中心とした量刑が問題となった事件です。

次に3番の方が担当された事件は、被告人が、自宅で、友人である被害者らと飲酒していた際に、被害者と口論になり、小突かれたりしたことから、怒りを抑えられなくなり、殺意をもって、牛刀で被害者の腹部を2回突き刺すなどしたが、全治約2か月間を要する傷害を負わせるにとどまったという殺人未遂の事案です。この事件では、被告人が被害者の腹部を2回突き刺した後に、更にもう1回刺そうとしたか否かが問題となり、また、飲酒した影響で責任能力が低下していたかも問題となりました。

次に4番の方が担当された事件は、被告人が、精神障害を患っていた夫への対応に苦勞して閉塞感を強め、うつ状態になって、夫と一緒に死ぬしかないと思ひ込み、夫の首を絞めて殺害したという殺人の事案です。この事件では、うつ状態にあった被告人の責任能力の程度が問題となりました。

## 2 裁判員を経験しての全般的な感想・印象について

### (司会者)

最初に、実際に裁判に参加して裁判員を経験されての全般的な御感想をお聞かせいただきたいと思います。

### (1番)

最初に裁判所から通知が届いた時には、当たった、という感想でした。そして、裁判員に選ばれた時には、とても名誉なことだと思いました。

私たちは仲も良かったと思いますし、まとまっていて、最後までスムーズに進めることができたと記憶しています。

裁判員裁判に参加して、罪を犯すことの重大さを感じましたし、悪いことはできないなと思いました。

### (3番)

私は、テレビの裁判の場面を想像していましたが、実際に裁判員を経験してみると、全然違うことが分かりました。証拠を積み重ねて、みんなで話し合っ、被告人のそのときの心情などをきちんと考えて、それで刑を決めていくという作業は本当に大変だと感じました。

(4番)

最初に裁判員に選ばれた時には、もっと簡単に考えていましたし、裁判官が進めていって、裁判員には、これでどうですかと話を振るくらいかなと思っていたのですが、実際に経験してみると、これはすごいと感じました。一つの意見について、すぐにそのとおりだとか、そうじゃないとか結論を決めてしまうのではなくて、こういうことならどうですか、こっちから考えたらどうですか、と進めてもらって、皆さんの意見も聞いて、いろいろな方向から考えました。

(司会者)

裁判官を補助するような役割かと想像していたら、正面から事件と向き合うことになった、という御感想でしょうか。

(4番)

そのとおりです。

### 3 審理について

#### (1) 冒頭陳述

(司会者)

それでは、裁判員裁判での審理について意見交換をしていきたいと思いますが、まず、冒頭陳述について御意見を伺いたいと思います。

冒頭陳述での、これから取り調べられる証拠によって証明しようとする事実についての説明によって、事件の争点やポイント、検察官と弁護人の主張の違いは分かりましたでしょうか。

(1番)

検察官が若くて熱意のある方で、はきはきと話していて伝わりやすかったのですが、弁護人は書類を読み上げているような感じだったので、もう少し感情が入っても良いのかなと感じました。

(4番)

私は、冒頭陳述を聞いて、何が争点かが分かりました。

#### (2) 証拠調べ

(司会者)

それでは、証拠調べについてお話を伺いたいと思います。

供述調書の朗読、写真や図面等を含む証拠書類の説明について、証拠の量が

多すぎる、あるいは足りないと感じるようなことはありませんでしたでしょうか。また、内容は分かりやすいものだったでしょうか。

(1番)

裁判官からの説明が詳しかったので、内容は分かりやすかったです。

(4番)

初めての経験なので、これが普通なのかな、としか感じませんでした。

(司会者)

証拠書類の内容で、精神的にショックを受けたりするようなものはなかったでしょうか。

(3番)

私は傷の写真を見ましたが、白黒でしたので、そんなにショックはありませんでした。

(4番)

血は全く見えませんでしたし、首を絞められて亡くなられて、布団に横たわっている写真だけだったので、特にショックはありませんでした。その写真が白黒だったかカラーだったかは覚えていません。

(司会者)

次に、証人尋問や被告人質問について感想をお伺いしたいと思います。証人や被告人に対する検察官や弁護人の質問の仕方、質問の内容、時間のかけ方などについて、どのような感想をお持ちになったでしょうか。

(4番)

先ほどの感想と同じで、これが裁判なんだなという感じでした。

(司会者)

ここはこうしたほうが良いとか、よく分からなかったといった御記憶はないですか。

(1番, 3番ともうなずく。)

(司会者)

証人や被告人に対して、皆様から直接質問はされましたか。実際に質問をされた方は、質問をする際に何か戸惑ったようなことはなかったでしょうか。また、質問をされなかった方は、直接質問をすることをためらうような事情が何

かありましたでしょうか。

(1 番)

私は、被告人の母へ質問をしました。私は三児の母なので、自分の子供もこういう悪いことをしたらどうしようと思って、母親の気持ちを聞きたかったのです。答えの内容までは覚えていないのですが、被告人の母はきちんと答えてくれました。

(司会者)

想定していた答えだったか、それとも予想外の答えが返ってきたのか、御記憶はありますか。

(1 番)

それなりの返答でした。

(3 番)

私は補充裁判員だったので、何も質問はしませんでした。裁判員は証人に質問をしていました。質問の内容までは思い出せません。

(4 番)

私は直接質問していませんが、別の裁判員から、病院の対応がおかしいというような、精神鑑定をした医師への質問がありました。医師の答えは、満足できるものでした。

(司会者)

医師への尋問は、分かりやすかったですか。

(4 番)

ほとんど分かりませんでした。

(司会者)

人の話を証拠とする場合、取調べで作成された供述調書を朗読する場合と法廷で直接本人から話を聞く場合がありますが、どちらの方が分かりやすいか、あるいは印象に残りやすかったといった点はどうでしょうか。

(1 番)

裁判は初めてだったので、こういうものかなという感じではありましたが、直接聞いたほうが本人の人間像が見えますし、分かりやすいと思います。証人が泣いた姿を見て、感情が伝わりましたし、ちょっとした仕草から感じられる

ものもありました。

**(4番)**

やはり直接聞いたほうが、書類よりもインパクトが強いと感じました。

**(3) 論告・弁論**

**(司会者)**

次に、証拠調べが終わった後に、検察官と弁護人が証拠調べの結果を踏まえて意見を述べる論告・弁論についてお伺いします。論告・弁論を聞いて、検察官や弁護人がどのような根拠で結論を導き出したかについて、よく理解できましたでしょうか。

**(1番)**

検察官は厳しい目で見ている、刑期についても厳しいなと感じました。弁護人は、やっぱり弁護する側なので、ちょっと甘いというか、被告人の弁護だから執行猶予を求めるんだなと感じました。

**(3番)**

疑問に感じたことなどはなく、参加できました。

**(4番)**

よく理解できたと自分では言い難いですが、こういう趣旨で話しているな、とは分かったつもりです。

**(司会者)**

審理全般について、裁判員の方々から御意見を頂戴しましたが、法曹関係者から、御意見、御質問等がございますか。

**(検察官)**

貴重な御意見をありがとうございました。参加された裁判員裁判からある程度時間が経っておりますので、当時はもっと御指摘等がおありだったかもしれませんが、本日の御意見において、検察官の訴訟活動について概ね好意的に受け止めていただいておりますこと、大変感謝しております。

御発言にありました精神鑑定を行った医師への尋問につきましては、専門的な用語も多く、また、心の問題を論理的に説明することの難しさがあり、検察官としては苦勞もしておりますが、的確な尋問を行うよう工夫をしつつ、今後より分かりやすくしていかなければいけないと感じているところです。

御遺体の写真や傷の写真につきましても、裁判員の心理的負担を考慮しつつ、的確な事実認定や量刑を導くため、図面にしたり、白黒写真を用いるなどしております。本日の御意見を踏まえながら、今後も工夫を続けていきたいと考えております。

#### (弁護士)

貴重な御意見をありがとうございました。先ほど、弁護人はもう少し感情を入れてもいいのではないかと御意見をいただきましたこと、持ち帰らせていただきたいと考えております。誤りがないよう、慎重に書面を作成して裁判員裁判に臨んでおりますが、その読み上げ方によって味気なく感じられることもあるかもしれませんし、書面を読まずに冒頭陳述等を行う弁護人もおりますが、これは確かにインパクトは強いものの、相応の自信が必要となります。どのような手法が有益であるか、今後の課題として検討していきたいと考えております。

精神鑑定を行った医師への尋問についてですが、問題意識は弁護人も同様に抱いておりまして、弁護士が精神的な分野に関する知識が豊富なわけではありませんし、また、弁護人は証人に問題点を適示する場面が多いところ、裁判員の方々にも、その問題点を分かりやすく伝えることが重要であろうと感じているところです。

#### (裁判官)

大変参考になるお話をお聞かせいただき、ありがとうございました。

先ほど、裁判官の説明により証拠調べの内容が理解できたとの御意見をいただきましたが、法廷にて裁判員の方々自分なりの心証をとっていただいて、裁判官からの説明なしに評議に入ることが理想ではあります。この点は反省材料として、分かりやすい証拠調べの実践に向け、工夫していかなければならないと考えております。

精神鑑定を行った医師への尋問についてですが、裁判員の方が分からないのであれば、同様に医学知識のない裁判官も分からないのだと思います。裁判所からの質問の順番になり、医師に改めて基本的な点について質問をし、説明をしてもらうようでは、時間がかかりますし、分かりづらい尋問になると思います。この点も、本日の御意見をお聞きして、改善しなければならぬと感じた



ところでは。

**(司会者)**

責任能力を争われる事案では、医師への尋問を行うことが多いのでしょうか。

**(裁判官)**

起訴前の段階で検察官が精神鑑定を依頼しているのであれば、その依頼した医師から説明していただくことが多いですし、そうでない場合には裁判所が精神鑑定を依頼して、その医師への尋問を行うことが多いです。4番の方に御参加いただいた裁判員裁判においては、裁判所が精神鑑定を依頼した医師への尋問を行っております。

責任能力が争われた場合、犯行時に被告人がどのような精神状態となっていたか、その精神状態がどのような形で行動に影響したのかについては、医師の専門的知見がなければ分からないことが多く、特に裁判員裁判において、裁判官と裁判員の方々が議論する上では、憶測に基づくのではなく、医師の専門的知見に基づいて議論をする必要があります。裁判所としても、医師に対し、分かりやすく説明していただきたいと事前をお願いをしたり、裁判官が説明していただきたいと考えているポイントについて事前にお伝えするなど、様々な工夫はしておりますが、今後、更に分かりやすい尋問を目指し、改善を重ねていきたいと考えております。

**4 評議について**

**(司会者)**

次に、評議についてお伺いします。評議の秘密に触れない範囲で率直な御意見をお聞かせいただければと思います。

まず、評議の進め方や整理の仕方等に問題はありませんでしたか。今何を話し合うのか明らかになっていたでしょうか。

**(1番)**

評議ではそれぞれの意見が出ましたが、裁判官がまとめてくれたり、図にして書いてくれたり、工夫してもらったので、分かりやすくスムーズに進めることができました。裁判員同士、互いに意見の言い合える関係だったと思います。

**(3番)**

裁判官がホワイトボードに順に意見を書いてくれて、分かりやすく理解しながら進めることができました。言うべきことやテーマも分かりました。

**(4番)**

評議は、非常にうまくいった気がします。一つ問題が出てくると、こっちの観点から見てもみましょうとか、別の観点から見てもみましょうとか、いろんな方向から考えるよう、裁判官が上手にリードしてくれました。

**(司会者)**

評議にかかった時間は適切なものでしたか。時間が足りない、あるいは時間をかけすぎたということはなかったでしょうか。

**(1番)**

最初にスケジュールをもらった時は、評議の時間が長くて、こんなに長かったら飽きてしまうのではないかと思っていましたが、実際に評議をしてみると、時間があっという間に過ぎてしまいました。

**(3番)**

予定のとおり進んで、ちゃんと最後に決まったときには、すごいなと思いました。

**(4番)**

評議に時間を費やした分、満足する結論が出てよかったと思っています。

**(司会者)**

評議では、意見を十分に述べることができたでしょうか。もし、意見が言いにくかったとすれば、それはなぜだと思われるかについても併せてお聞かせいただければと思います。

**(1番)**

私のときは、意見を述べる順番が決まっており、自分の順番が来るまでに何を言おうか頭で考えたりしていたので、自分の意見は言えたと思います。

それなりに考える時間もあったので、私に順番が来るまで、意見をメモに書いたり、他の裁判員の意見を参考にして聞いていました。

**(司会者)**

意見を述べる順番が決まっていたというお話でしたが、述べるときには、最初の方が述べやすかったですか。最後の方が述べやすかったですか。

(1 番)

最後の方が言いやすかったです。

(3 番)

私は補充裁判員なので、意見は特に言いませんでしたが、裁判員はきちんと自分の意見を言っていました。

(4 番)

裁判員は割と自由に意見を述べていたと思います。私も満足でした。

(司会者)

誰かが話している途中で割り込んで意見を言う方などはいませんでしたか。

(4 番)

いませんでした。

(司会者)

評議について御意見を頂戴しましたが、法曹関係者から、御意見、御質問等がございますか。

(裁判官)

評議で一番大切なのは、職業裁判官と、一般の方々の中から選ばれた裁判員と一緒に結論を導き出すことであり、このためには、参加されている全員の意見が、何らかの形で反映される必要があります。しかしながら、これまでの経験の中でも、裁判員の方から意見が述べられない時には、何を尋ねられているのか、どの段階の議論をしているのか分からないのではないだろうかと感じることもあり、評議の後に反省することも少なからずあるところですが。評議を進める立場としては、どの段階の議論をしているのか、いつでも分かる工夫をしなければならないと考えておりますし、質問の仕方についても、裁判員の方々において、何を聞かれているのかがすぐに理解できるような工夫を重ねているところですが。

先ほど、裁判員の方々から御意見をいただく順番が決まっていたとのお話がありましたが、裁判員の方々全員の御意見をいただくためには良い方法ではあるのですが、順番に指名していくことが議論の手法として常に妥当かは疑問がありますし、他方、順番をなくしてしまうと、なんとなく全員の方々から御意見をいただいたような印象に陥り、実際には、意見を述べようか検討されてい

る途中の方がいらっしゃるのに次の議論に進めてしまうといった進行をしてしまいかねないことから、悩ましいところではあります。

裁判所が試行錯誤を重ねてきた一つの例として、裁判員の方々に、気になる点を付箋にお書きいただき、その付箋をホワイトボードに貼り出して、それを見ながら議論を進めていくと、全員の意見が評議の場で可視化されますので、議論に反映させやすいことが分かりましたし、今後も、工夫を続けていきたいと考えております。

#### (検察官)

検察官は評議の場を見ることはできませんが、本日伺って、裁判員の方々が意見を出し合って、議論しながら結論を導いていることが分かりました。

#### (弁護士)

いろいろな意見があり、その意見を出し合って議論することで、良い結論が導き出されるものと思います。他の方の意見に対し反対意見を述べることは、実際には言いにくいかもしれませんが、同じ意見が数人続くと、その後にそれに反する意見を述べるのは確かに気後れするかもしれません。その中で、先ほどの、付箋に意見を書いて提出するといった方法は確かに議論が進めやすいと感じました。

### 5 裁判員を務める上での負担感などについて

#### (司会者)

次に、裁判員を務める上での負担感などについて、お伺いします。

裁判員として法廷での審理や評議を行っている際に、何か負担に感じたことはありますか。検察官や弁護人の主張、証拠の分かりやすさなどといったものでも結構ですし、休憩の入れ方や終わりの時間などスケジュールに関するものでも結構です。

#### (1番)

自分の頭で思っていることが言葉に出てこなくて、後でこう言えばよかったという歯痒さみたいなものはありましたが、負担感については、スケジュールももらっていましたが、裁判官から声も掛けていただいたので、特にありませんでした。

#### (3番)

私は補充裁判員だったので、参加はしていますが、中途半端な感じはしました。

**(4番)**

裁判員を経験した人はみんな思っているかもしれませんが、私たちは一般人なので、専門用語を理解するのが結構大変でした。検察官も弁護人も、もうちょっとかみ砕いて言ってくれたら、裁判員は分かりやすいと思います。

**(司会者)**

全国的に、裁判所から、裁判員を選ぶ期日に来てくださいとお声掛けをしても、来ていただける方が減少しています。また、辞退を申し出られる方も増えています。裁判員を選ぶ期日に来られる方が減っていることの原因として、何か思い当たるものがあるのでしょうか。

**(1番)**

私はパートだったので、時間の調整もできましたし、職場や家族の理解もあったので、裁判員裁判に参加することができました。ただ、私と同じ職場の正社員の方で、裁判員候補者に選ばれたのに、仕事と子育てで忙しくて、辞退した人がいました。

私と同じ主婦は時間が取れる方だと思いますが、働いている人や、介護をしている人、高齢者も多くなりましたので、いろいろな事情で来れない人も多いのではないかと思います。

**(4番)**

少し前に、テレビを見ていて、裁判員を辞退する人が増えていると知りました。その理由は、仕事が忙しいとか、精神的な負担があるということでしたが、確かに私も、最初に通知が届いた時には、裁判員をできるはずがないと思っていました。また、何万人の中からのだから、当たるはずがないと思っていましたし、家族にもそう言われました。でも、やればできました。

多くの人は、自分はできないと頭から決めつけていると思うのです。裁判所のパンフレットなどを工夫したり、裁判所側から学校に出掛けて行って、子供たちに裁判員裁判の知識を与えたりすれば、もっと負担なく、裁判員になれそうだなと知ってもらえると思います。

**(司会者)**

具体的にどんなことをすれば心理的なハードルが下がるかについて、お気づきの点はございますか。

#### (4番)

裁判員になりたくても、職場の理解がないから参加できないという人も多いのではないかと思います。職場の理解自体は、中学生や高校生の中から、裁判員というのはこういうものだとか、裁判員はこういうことをするという知識を得ることができていれば、違ってくると思います。みんなが裁判員を勉強できる機会があればよいと思いますし、例えば、中学校、高校、大学への広報活動をもっとすれば、裁判員制度の知識が広まると思います。

#### (司会者)

これまで頂戴した御意見に関して、法曹関係者から、御意見、御質問等はございますか。

#### (検察官)

裁判員の方々の御負担に関しては、確かに裁判員候補者に選ばれてからの御負担は、様々おありだと思います。その中で、検察官ができることとしましては、審理を充実にしたものにして、裁判員のやりがいを実感していただくことに尽きるものと考えております。負担感を少しでも軽減しつつ、やりがいの感じられる審理の進め方について、今後も模索していかなければならないと感じているところです。

出席率の低さについては、検察官としても重大な関心事であり、検察庁における広報活動の一環として、学校側の要望を受けて、中学校、高校へ出前教室を行っております。その出前教室では、模擬裁判を行うほか、法教育として、社会に存在する規律やルールがなぜ定まっているかについて検察官が説明をし、検察官との質疑応答も行っております。このような広報活動も、今後更に充実させていく必要があると感じております。

#### (弁護士)

裁判員制度への理解や関心を高めることは、それぞれ仕事があり、育児や家事もある中で、難しい問題と考えています。そもそも多くの方々にとって、刑事裁判は関わるのが少ない、縁遠いものかもしれませんので、この点からも、裁判員制度がどのようなものか知っていただくため、先ほどの御意見にもあり

ました、中学校や高校への広報活動は重要であろうと考えております。ただ、会社勤めの方に限らず、例えば農業に従事されている方であれば、農繁期に時間を作ることが難しいなど、それぞれ異なった事情をお持ちの中で、国民の皆さんに完全に理解してもらおうというのはなかなか難しいことだと考えてもおります。

#### (裁判官)

裁判員に選ばれたらどのようなことをするのかについて、皆がイメージを持つ社会を作ることが理想ではありますが、これまでも、学校へ依頼し、裁判員制度について説明する機会を作っていただくなどしておりますが、裁判員制度が始まった頃に比べると、現在は広報活動が手薄になってきているかもしれません。

なかなか難しいのは、以前に比較して、学校ではカリキュラムが増えたのに授業の時間が限られているとのことで、裁判所から学校へお願いをしても、裁判員制度の説明のための時間をとることは難しいとの御返事をいただくこともあり、どのような形であれば学校教育の中に取り入れていただけるか、今後の検討が必要であろうと考えております。

広報活動に関してですが、本日のような裁判員経験者の方々との意見交換の場を設けさせていただくことは以前から行っていますが、裁判所が少しずつ進めている取組として、裁判員経験者の方の職場や地域のサークルに、裁判員経験者の方と裁判官が二人一組になって出向き、実際に裁判員の方がどのようなことをされたのかや、裁判の進め方について説明させていただくといった広報活動も行っております。身近な方からの経験談であれば関心が高まるのではないかと思いますし、また、知識としても入っていきやすいのではないかと考えているところです。裁判員経験者の方々に多く御負担をお掛けすることのないよう配慮しつつ、裁判員経験者の生の声を聞く機会を設けることも含め、本日伺った御意見を参考とさせていただいて、広報活動の拡充についても検討を重ねていきたいと考えております。

## 6 これから裁判員になられる方へのメッセージ

#### (司会者)

最後に、皆様からお一人ずつ、これから裁判員になられる方へのメッセージ

をお伝えいただければと思います。

**(1 番)**

裁判員裁判に参加して、罪を犯したことの重さを認識し、悪いことはやってはいけないという実感を得ました。裁判員裁判に参加できて、多くの方々と触れ合えましたし、私にとって有意義で、人生の糧になったと感じています。

最初は、裁判所は重苦しくて、異次元というか、お堅い場所と感じました。しかし、最後は、皆フレンドリーに話が出来ましたし、楽しく過ごすことができました。

**(3 番)**

裁判員裁判に参加できて、いろんな経験をさせてもらえてよかったと感じています。時間がとれて、会社の協力などが得られるのであれば、ぜひ多くの方に参加してもらいたいと思います。

**(4 番)**

裁判員を経験してから、周りには、裁判員の通知が来たら、絶対やったほうがいいと言っています。子供たちにも、宝くじに当たったくらいの気持ちで行って来いと話しています。私の職場の人に裁判員の通知が届いたら、裁判員として出てもらおうと思っています。

**7 法曹関係者からの感想**

**(司会者)**

最後に、法曹関係者の皆様に裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、どのような御感想をお持ちになったかをお伺いして、意見交換の部を終了したいと思います。

**(検察官)**

本日は、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。審理の進め方等に関する技術的な御意見もさることながら、裁判員裁判の意義について、好意的に御理解いただいていることが分かり、本日いただいた御意見を大切にしつつ、今後とも努力していかなければならないと感じているところでございます。

**(弁護士)**

冒頭にいただきました、弁護人が書類を読み上げているように感じたという



御意見については、真摯に受け止めたいと思っております。ところで、御意見の中にありました医師への尋問や、複雑な事案あるいは争点が多岐に渡る事案など、分かりやすい裁判の実現が容易にはできないものも実際にはあるのですが、それでも可能な限り裁判員の方々に分かりやすい説明を行い、充実した裁判を進められるよう、今後も努力していきたいと考えております。本日は誠にありがとうございました。

#### (裁判官)

日本の裁判員制度は、職業として裁判を行う裁判官と、その事件限りで選ばれた裁判員が、等しく一人一票を持ち、一緒に議論をして結論を導き出し、また、有罪か無罪かを決めるのみではなく、有罪となれば刑まで決めるという点において、外国とは異なる制度です。

裁判員の方々の御意見を十分に議論に反映させつつ訴訟運営に努めるためには、本日のような意見交換の場で率直な御意見を伺い、改善すべき点は改善していくことが重要であると考えております。全国の裁判所において意見交換の機会を設け、御意見を伺っているところですが、本日の御意見の中でも、これまで見落としてきたのではないだろうかと気付かされたこともありますし、以前に伺ったことについて、本日もまた同じ御意見をいただいた事柄もあり、改善すべき点が改善されていないことを再認識いたしました。

本日の御意見を無駄にすることのないよう、今後の運用に十分に生かし、良い形で裁判員制度を維持していけるよう努めてまいりたいと考えております。

本日は貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

## 8 報道機関からの質問

#### (司会者)

記者の皆様から、何か御質問がありましたらお願いします。質問の際には社名とお名前をお願いします。

#### (A社)

裁判員を経験し、事件報道の見方や感じ方にどのような変化が生じましたか。

#### (4番)

前から新聞などを詳しく見ているので、感じ方はあまり変わっていません。

(司会者)

関心の度合いに変化はありませんでしたか。

(4番)

関心は上がりました。裁判員裁判を経験した後、放火の事件の記事を見た時に、これも裁判員裁判になるんだなと思いましたし、前なら見落とすくらいの小さい記事でしたので、関心が高まったので目に付いたのだと思います。その放火の事件の裁判員裁判の様子をテレビで見た時には、私が経験した裁判員裁判と担当の裁判官が同じでしたので、より関心が強くなりました。

(3番)

裁判を傍聴したいなと思うことが多くなりました。

(1番)

テレビで裁判員裁判のニュースを見ると、きっとその裁判の裁判員たちも、いろいろ議論して判決まで行うのだろうな、同じ立場だなと感じました。

(A社)

私は、先日、弘前大学で行われた裁判員経験者と裁判官等が参加したフォーラムに出席しましたが、その際、青森県内で裁判員裁判が行われていることを知らない方がいることについて、驚きを感じました。その原因の一つには、裁判員裁判に関する報道の規模が以前より小さくなっていることもあるのかと考えているところですが、皆様は、裁判員裁判の判決後の記者会見に出席されたでしょうか。出席されなかった方については、その理由をお聞かせください。

(1番)

私は記者会見に出席しましたし、全部で3人くらい参加したと思います。質問の内容は忘れてしまいましたが、別に悪いことをしているわけでもないし、私が会見に出て述べることで、皆に伝わるのであればいいなと思って出席しました。

(3番)

私は出席しませんでした。出席する体力は残っていましたが、裁判が終わったばかりで、記者会見で話して良いことと、話せないことの整理ができなかったので、欠席しました。

(4番)

私は出席しました。みんなで一生懸命評議して出した結論だったので、胸を張って出たいと思って出ました。

(B社)

1番の方は、被告人の母に質問されたとお話いただきましたが、その際には、どのような気持ちで質問をされたのですか。

(1番)

私には息子がおります。同じ母親として、被告人の母親と自分がかぶったような気がしました。自分の子供が悪いことをして、被告人として法廷に立ったらとか、被告人の母親が私だったらとか、考えたのだと思います。母親ではないと分からない部分もあるかもしれませんが、悪いことはするなよと息子にも言いました。

(B社)

母としての立場で裁判を聞いていると、量刑などで悩みませんでしたか。

(1番)

私も人間なので、気持ちが入ってくる部分と、割り切って考えようという部分と、いろんな意見を聞いて揺れはしましたけれど、みんなで決めた結論でしたので、こういうことをすればこういうことになる、と感じました。

(司会者)

それでは、これで、裁判員経験者の意見交換会を終了します。参加者の皆様方には、意見交換会の進行に御協力いただきましてありがとうございました。